## 無線局包括登録申請書

## 提出する日を記入してください 令和○年○月○日

四国総合通信局長 殿

備考の合計金額分の国の収入印紙を重ならないように貼付してください ※印紙税納付計器での納付はできません

収入印紙貼付欄 (割印不要)

電波法第27条の32第2項の規定により、無線局の登録を受けたいので、同条第3項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

また、上記の申請に併せて、電波法第27条の23の規定により、登録記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。

登記されている本社(本店)住所を記入してくだ 記 申請に併せて登録事項証明書の交付の請求を行 さい。工場・支店等では受付不可。 わない場合は、当該部分を削除すること 市町村コードは住所を記入していれば不要です 1 申請者 住 所 都道府県一市区町村コード  $\mp (790 - 8795)$ 愛媛県松山市味酒町2-14-4 【法人】 フリガナ シュクソウュ゛ウツウシンキョクカフ゛シキカイシャ 法人名(商号)、代表者の役職 及び氏名代表者氏名 タ゛イヒョウトリシマリヤク ソウムタロウ 【団体】 四国総合通信局株式会社 団体名、代表者の役職及び氏名 代表取締役 総務太郎 (防災部長・会計部長等は受付 不可) 【個人】法人番号 ※法人のみ法人番号を記入 個人名

## 代理人

住 所	都道府県一市	万区町村コード	[	]
	〒 (	_	)	
		代理人が提出する	る場合は記入してください。 です)	
氏名又は名称及び 代表者氏名	フリガナ		- , ,	

電波法違反履歴の有無を確認。無い場合は「無」 にチェック☑してください。

- 2 電波法第27条の24第2項第1号への該当の有無
  - □有 ☑無

「ア」の場合、③は例1及び例2を記載 「イ」又は「ウ」の場合、③は例1を記載

3 登録又は再登録に関する事項

<u> </u>	というなり立めに対する手具	
1	無線設備の規格	デジタル簡易無線局
2	無線設備を設置しようと	※無線局を使用する範囲を記載
	する区域又は移動範囲	ア 全国の陸上及び日本周辺海域並びにそれらの上空
		イ 全国の陸上及び日本周辺海域
		ウ 全国の陸上
3	周波数及び空中線電力	例1 351.03125~351.1MHz までの 6.25kHz 間隔の 12 波 5W
		351.2~351.63125MHz までの 6.25kHz 間隔の 70 波 5W
		例2 351.10625MHz~351.19375MHz までの 6.25kHz 間隔の
		15 波 1W
4	登録の番号	
(5)	登録の年月日	
6	希望する登録の有効期間	※5年より短い期間を希望する場合のみ記入
7	登録の有効期間中において	
	同時に開設されていること	開設見込み数 〇 局
	となる無線局の見込数	
8	備考	※「2 電波法第 27 条の 24 第2項第1号への該当
		の有無」が「有」の場合は、その内容を記載してく
		ださい。

- 4 電波利用料納入告知書送付先(法人の場合に限る。)
  - □1の欄と同一のため記載を省略します。

住 所	都道府県-市区町村コード [ ]	
	<del>T</del> ( 790—8795 )	
	愛媛県松山市味酒町2-14-4	
部署名	フリガナ シコクソウコ゛ウツウシンカフ゛シキカイシャ ムセンツウシンフ゛ ムセンツウシンカ	
	四国総合通信株式会社 無線通信部 無線通信課	

納入告知書の送付先を「申請者住所以外」に希望する場合は送付 先を記入してください。(個人名は記入しないでください)

5 申請の内容に関する連絡

所属、氏名	フリガナ ムセンツウシンフ゛ ムセンツウシンカ デンパ タロウ	
	無線通信部 無線通信課 電波 太郎	
電話番号	0 8 9	
メールアドレス	中華内容に関える明い合わせ生を記すしてください	

甲請内容に関する問い合わせ先を記入してください。 ※日中に連絡が可能な連絡先を記入してください。

## 該当する項目にチェック☑をしてください

1 法人団体個人の別	☑法人 □団体 □個人
2 住 所	都道府県-市区町村コード [ ]
	₸ (
	電話番号( ) -
	フリガナ
3 氏名又は名称及び代表者氏名	使用を開始する見込みの日にちを書いてください
	使用を開始する見込みの目にらを書いてください
4 運用開始の予定期日	令和○年○月○日
5 希望する登録の有効期間	
6 開設の目的	簡易な業務等
	都道府県-市区町村コード [ ]
7 無線設備の常置場所	₸ (
8 無線設備の工事設計の内容	識別符号
	適合表示無線設備の番号
	製造番号
	空中線の利得
	指向方向
9 備考	開設見込み数 ○局

おおよそ何局(台数)使用するかを記載。包括登録のため、 2局(台数)以上を記載することになります。 実際の運用は、この局数より増えても問題はありません。